

令和5年度 個人情報保護制度の運用状況

1 個人情報ファイルの届出状況

個人情報ファイルの実施機関別の届出状況は、表1のとおりです。

表1

(単位：件)

実施機関		届出件数			現在数
		開始	変更	廃止	
市長	会 計 室	0	0	0	0
	市 長 室	5	0	0	5
	総 務 企 画 局	6	0	0	6
	財 政 局	8	0	0	8
	市 民 局	19	0	0	19
	こ ども 未 来 局	51	0	0	51
	福 祉 局	54	0	0	54
	保 健 医 療 局	54	0	0	54
	環 境 局	5	0	0	5
	経 済 観 光 文 化 局	4	0	0	4
	農 林 水 産 局	5	0	0	5
	住 宅 都 市 局	73	0	0	73
	道 路 下 水 道 局	8	0	0	8
	港 湾 空 港 局	1	0	0	1
	区 役 所	0	0	0	0
	小 計	293	0	0	293
教 育 委 員 会		6	0	0	6
選挙管理委員会（市・各区）		2	0	0	2
人 事 委 員 会		0	0	0	0
監 査 委 員		0	0	0	0
農 業 委 員 会		0	0	0	0
固定資産評価審査委員会		0	0	0	0
公営企業 管 理 者	水 道 局	2	0	0	2
	交 通 局	4	0	0	4
消防長	消 防 局	27	0	0	27
地方独立行政法人福岡市立病院機構		2	0	0	2
合 計		336	0	0	336

備考 現在数とは、令和6年3月31日現在の取扱件数をいう。

2 保有個人情報の開示の請求等の状況

(1) 保有個人情報の開示の請求

保有個人情報開示の請求件数とその処理状況は、**表2**のとおりです。

表2

(単位：件)

年度	請求件数	処 理 状 況								
		開 示	一部 開示	不 開 示			却下	期間 延長	期限の 特例	取下げ
				不開示 情 報	不存在	存否応答 拒 否				
R 4	4 1 3	1 5 8	1 6 6	6	8 6	0	0	3 4	0	1 4
R 5	2 9 0	8 0	1 7 3	1	5 9	1	—	3 2	0	6

備考

1件の請求で複数の決定をしているものがあるため、請求件数と処理状況の件数の合計は一致しません。

(2) 保有個人情報の訂正の請求

保有個人情報訂正の請求件数とその処理状況は、**表3**のとおりです。

表3

(単位：件)

年度	請求件数	処 理 状 況				
		訂正	一部訂正	訂正拒否	却下	取下げ
R 4	6	1	0	5	0	0
R 5	6	4	0	2	—	0

(3) 保有個人情報の利用停止の請求

保有個人情報利用停止の請求件数とその処理状況は、**表4**のとおりです。

表4

(単位：件)

年度	請求件数	処 理 状 況					
		利用の停止	消去	提供の停止	利用停止拒否	却下	取下げ
R 4	0	0	0	0	0	0	0
R 5	0	0	0	0	0	—	0

3 実施機関別の保有個人情報の開示の請求件数及びその処理状況

実施機関別の請求件数は、表5のとおりです。

表5

(単位：件)

実 施 機 関		請求件数		処 理 状 況					
		R 4	R 5	開示	一部 開示	不 開 示			取下 げ
						不開 示情 報	不存 在	存否 応答 拒否	
市 長	会 計 室	0	0	0	0	0	0	0	0
	市 長 室	1	1	1	0	0	0	0	0
	総務企画局	9	5	2	4	1	1	0	0
	財 政 局	4	3	1	1	0	0	0	1
	市 民 局	7	3	3	0	0	0	0	0
	こども未来局	21	7	1	5	0	0	0	1
	福 祉 局	67	26	16	7	0	2	0	2
	保健医療局	6	5	5	0	0	0	0	0
	環 境 局	5	0	0	0	0	0	0	0
	経済観光文化局	0	0	0	0	0	0	0	0
	農林水産局	0	0	0	0	0	0	0	0
	住宅都市局	26	13	13	0	0	0	0	0
	道路下水道局	3	2	2	0	0	0	0	0
	港湾空港局	0	0	0	0	0	0	0	0
	区 役 所	234	195	22	130	0	44	1	2
	小 計	383	260	66	147	1	47	1	6
議 長		0	—	—	—	—	—	—	—
教 育 委 員 会		15	20	6	24	0	12	0	0
選 挙 管 理 委 員 会		0	0	0	0	0	0	0	0
人 事 委 員 会		0	1	0	1	0	0	0	0
監 査 委 員		0	0	0	0	0	0	0	0
農 業 委 員 会		0	0	0	0	0	0	0	0
固定資産評価審査委員会		0	0	0	0	0	0	0	0
公 営 企 業 管 理 者	水道局	0	0	0	0	0	0	0	0
	交通局	0	0	0	0	0	0	0	0
消 防 長	消防局	12	9	8	1	0	0	0	0
地 方 独 立 行 政 法 人		0	0	0	0	0	0	0	0
福岡市立病院機構		0	0	0	0	0	0	0	0
福岡市住宅供給公社		3	—	—	—	—	—	—	—
市 長 以 外 小 計		30	30	14	26	0	12	0	0
合 計		413	290	80	173	1	59	1	6

備考

1件の請求で複数の決定をしているものがあるため、請求件数と処理状況の件数の合計は一致しません。
議長と福岡市住宅供給公社は、令和5年度からは実施機関に含まれません。

4 保有個人情報の複写の状況及びその費用の徴収状況

保有個人情報の複写の状況及びその費用の徴収状況は表6のとおりです。

表6

区 分		令和4年度		令和5年度	
		数 量	金 額	数 量	金 額
用紙	モノクロ	3,640枚	36,400円	2,504枚	25,040円
	カラー	109枚	3,270円	159枚	4,770円
写真フィルム (印画紙に印画したもの)		0枚	0円	0枚	0円
スライド (印画紙に印画したもの)		0枚	0円	0枚	0円
CD-R		0枚	0円	6枚	420円
DVD-R		0枚	0円	0枚	0円
録音カセットテープ		0巻	0円	0巻	0円
ビデオカセットテープ		0巻	0円	0巻	0円
総 計		39,670円		30,230円	

備考

用紙に複写する場合 モノクロ1枚(片面)10円、カラー1枚(片面)30円、
写真フィルム1枚30円、スライド1枚80円、
CD-R1枚70円、DVD-R1枚120円、録音カセットテープ1巻170円、
ビデオカセットテープ1巻170円。

5 不服申立ての件数及びその処理状況

保有個人情報の開示、訂正又は利用停止の請求に対する実施機関の決定や、不作為について不服がある者は、行政不服審査法に基づく不服申立てをすることができます。

令和5年度の不服申立ての件数とその処理状況は、表7のとおりです。

表7

(単位：件)

区 分	不服申立 件数	諮問件数	処 理 状 況						
			認容	一部認容	棄却	却下	取下げ	継続審議	審議済 未決定
令和5年度	15	15	0	0	0	0	0	15	0

6 個人情報保護審議会への諮問等の状況

個人情報保護審議会は、

- ① 諮問された審査請求事案について審議し、
- ② 福岡市個人情報の保護に関する法律施行条例の規定を改正し、又は廃止しようとする場合、
- ③ 実施機関における個人情報の取扱いに関する運用上の細則を定めようとする場合、
- ④ 行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第2条第9項に規定する特定個人情報ファイルの取扱いに関する諮問に応じ、調査審議することができます。

【福岡市個人情報の保護に関する法律施行条例第16条、第17条】

①について、

令和5年度及び過年度分の不服申立てで、令和5年度に審議会で処理したもの等の概要は表8のとおりです。

表8

諮問の概要 (諮問第165号)	①不服申立て事案についての諮問
	「特定の申し入れ書及び決裁文書一式並びに特定個人の連絡先が記載された文書」の開示請求
実施機関	福岡市長（保健医療局健康医療部健康増進課）
決定年月日	令和3年9月13日
非開示理由	・開示請求に係る保有個人情報を保有していないため。
不服申立て年月日	令和3年9月28日
諮問年月日	令和3年10月28日
審議会開催日	令和4年9月28日、10月26日、11月30日、12月21日、令和5年2月15日、3月15日、4月26日
答申年月日	令和5年5月22日
答申内容	実施機関が行った非開示決定処分は妥当である。
裁決年月日	令和5年6月21日
裁決内容	棄却

諮 問 の 概 要 (諮問第166号)	①不服申立て事案についての諮問
	「法人から市が受理した特定個人の事故に関する文書一式及び法人に対して市が行った特定個人の事故に関するヒアリング記録等文書一式」の開示請求
実 施 機 関	福岡市長（保健医療局健康医療部健康増進課）
決 定 年 月 日	令和3年10月14日
非 開 示 理 由	一部開示決定 第20条第2号、第3号、第6号 ・団体の職員等の氏名は個人情報であるため。 ・法人の内部運営情報は、公にしない条件で任意に提供されたものであるため。 ・開示することで、法人との率直な意見交換を妨げ、今後の業務遂行に支障を生じるおそれがあるため。
不 服 申 立 て 年 月 日	令和4年1月12日
諮 問 年 月 日	令和4年1月31日
審 議 会 開 催 日	令和4年9月28日、10月26日、11月30日、12月21日、令和5年2月15日、3月15日、4月26日
答 申 年 月 日	令和5年5月22日
答 申 内 容	実施機関が行った一部開示決定処分により非開示とした部分のうち、別表に掲げる部分については開示することが妥当である。（「別表に掲げる部分」は省略）
裁 決 年 月 日	令和5年6月21日
裁 決 内 容	一部認容

諮 問 の 概 要 (諮問第170号)	①不服申立て事案についての諮問
	「道路反射鏡設置承諾書又は同趣旨の書類に記載された個人情報」の開示請求
実 施 機 関	福岡市長（南区地域整備部維持管理課）
決 定 年 月 日	令和4年6月28日
非 開 示 理 由	・開示請求に係る保有個人情報を保有していないため。
不 服 申 立 て 年 月 日	令和4年9月12日
諮 問 年 月 日	令和4年10月7日
審 議 会 開 催 日	令和5年4月26日、5月31日、6月28日、7月26日、8月30日
答 申 年 月 日	令和5年8月31日
答 申 内 容	実施機関が行った非開示決定処分は妥当である。
裁 決 年 月 日	令和5年9月27日
裁 決 内 容	棄却

諮 問 の 概 要 (諮問第171号)	①不服申立て事案についての諮問
	「開示請求者の戸籍附票の交付状況」の開示請求
実 施 機 関	福岡市長（南区市民部市民課）
決 定 年 月 日	令和4年8月2日
非 開 示 理 由	一部開示決定 第20条第3号 ・権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるため。
不 服 申 立 て 年 月 日	令和4年11月4日
諮 問 年 月 日	令和4年11月30日
審 議 会 開 催 日	令和5年10月11日、11月15日、12月13日、令和6年1月31日
答 申 年 月 日	令和6年1月31日
答 申 内 容	実施機関が行った一部開示決定処分は妥当である。
裁 決 年 月 日	令和6年2月26日
裁 決 内 容	棄却

諮 問 の 概 要 (諮問第174号)	①不服申立て事案についての諮問
	「特定小学校における特定会議の記録に記載された個人情報」の開示請求
実 施 機 関	福岡市教育委員会教育長（教育委員会指導部小学校教育課）
決 定 年 月 日	令和4年10月19日
非 開 示 理 由	なし（全部開示決定に対する不服申立て）
不 服 申 立 て 年 月 日	令和5年1月12日
諮 問 年 月 日	令和5年2月8日
審 議 会 開 催 日	令和6年1月31日、2月21日、3月6日
答 申 年 月 日	—
答 申 内 容	—
裁 決 年 月 日	—
裁 決 内 容	—

諮 問 の 概 要 (諮問第175号)	①不服申立て事案についての諮問
	「特定小学校における特定会議の記録に記載された個人情報」の開示請求
実 施 機 関	福岡市教育委員会教育長（教育委員会指導部小学校教育課）
決 定 年 月 日	令和4年10月19日
非 開 示 理 由	一部開示決定 第20条第5号 ・審議、検討等に関する情報であって開示することにより、率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれがあるため。
不 服 申 立 て 年 月 日	令和5年1月12日
諮 問 年 月 日	令和5年2月8日
審 議 会 開 催 日	令和6年1月31日、2月21日、3月6日
答 申 年 月 日	—
答 申 内 容	—
裁 決 年 月 日	—
裁 決 内 容	—

諮 問 の 概 要 (諮問第177号)	①不服申立て事案についての諮問
	「特定会議の開示請求者に関する個人情報」の開示請求
実 施 機 関	福岡市長（総務企画局人事部人事課）
決 定 年 月 日	令和6年2月14日
非 開 示 理 由	一部開示決定 第20条第2号、第5号、第6号 ・第三者の個人情報、審議・検討等に関する情報又は行政運営情報であるため。
不 服 申 立 て 年 月 日	令和5年4月12日
諮 問 年 月 日	令和5年5月10日
審 議 会 開 催 日	—
答 申 年 月 日	—
答 申 内 容	—
裁 決 年 月 日	—
裁 決 内 容	—

諮 問 の 概 要 (諮問第178号)	①不服申立て事案についての諮問
	「特定課が作成した書類に記載された審査請求人の個人情報」の開示請求
実 施 機 関	福岡市長
決 定 年 月 日	令和5年1月30日
非 開 示 理 由	一部開示決定 第20条第6号 ・争訟中の案件に係る文書であり、訴訟に支障を及ぼすおそれがあるため。
不 服 申 立 て 年 月 日	令和5年4月20日
諮 問 年 月 日	令和5年5月19日
審 議 会 開 催 日	—
答 申 年 月 日	—
答 申 内 容	—
裁 決 年 月 日	—
裁 決 内 容	—

諮 問 の 概 要 (諮問第179号)	①不服申立て事案についての諮問
	「特定地域包括支援センターが作成した書類に記載された審査請求人の個人情報」の開示請求
実 施 機 関	福岡市長（福祉局高齢社会部地域包括ケア推進課）
決 定 年 月 日	令和5年4月10日
非 開 示 理 由	一部開示決定 第20条第2号 ・第三者の個人情報であるため。
不 服 申 立 て 年 月 日	令和5年4月20日
諮 問 年 月 日	令和5年5月19日
審 議 会 開 催 日	—
答 申 年 月 日	—
答 申 内 容	—
裁 決 年 月 日	—
裁 決 内 容	—

諮 問 の 概 要 (諮問第180号)	①不服申立て事案についての諮問
	「特定課が作成した書類に記載された審査請求人の個人情報」の開示請求
実 施 機 関	福岡市長
決 定 年 月 日	令和5年1月30日
非 開 示 理 由	一部開示決定 第20条第2号、第5号、第6号 ・開示することで事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるため。
不 服 申 立 て 年 月 日	令和5年4月20日
諮 問 年 月 日	令和5年5月19日
審 議 会 開 催 日	—
答 申 年 月 日	—
答 申 内 容	—
裁 決 年 月 日	—
裁 決 内 容	—

諮 問 の 概 要 (諮問第181号)	①不服申立て事案についての諮問
	「特定課長が作成した書類に記載された審査請求人の個人情報」の開示請求
実 施 機 関	福岡市長
決 定 年 月 日	令和5年3月27日
非 開 示 理 由	一部開示決定 第20条第2号、第6号 ・開示請求者以外の個人情報のため。 ・開示することで事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるため。
不 服 申 立 て 年 月 日	令和5年4月20日
諮 問 年 月 日	令和5年5月19日
審 議 会 開 催 日	—
答 申 年 月 日	—
答 申 内 容	—
裁 決 年 月 日	—
裁 決 内 容	—

諮 問 の 概 要 (諮問第182号)	①不服申立て事案についての諮問
	「特定課が作成した報告書の記載内容」の訂正請求
実 施 機 関	福岡市長
決 定 年 月 日	令和5年2月15日
訂 正 拒 否 理 由	保有個人情報訂正請求者の個人情報ではないため。
不 服 申 立 て 年 月 日	令和5年4月20日
諮 問 年 月 日	令和5年5月19日
審 議 会 開 催 日	—
答 申 年 月 日	—
答 申 内 容	—
裁 決 年 月 日	—
裁 決 内 容	—

諮 問 の 概 要 (諮問第183号)	①不服申立て事案についての諮問
	「特定課が作成した報告書の記載内容」の訂正請求
実 施 機 関	福岡市長
決 定 年 月 日	令和5年2月15日
訂 正 拒 否 理 由	請求者の発言の趣旨を記載しており、記録として誤りはないため。
不 服 申 立 て 年 月 日	令和5年4月20日
諮 問 年 月 日	令和5年5月19日
審 議 会 開 催 日	—
答 申 年 月 日	—
答 申 内 容	—
裁 決 年 月 日	—
裁 決 内 容	—

諮 問 の 概 要 (諮問第184号)	①不服申立て事案についての諮問
	「特定課が作成した報告書の記載内容」の訂正請求
実 施 機 関	福岡市長
決 定 年 月 日	令和5年2月15日
訂 正 拒 否 理 由	請求者の発言の趣旨を記載しており、記録として誤りはないため。
不 服 申 立 て 年 月 日	令和5年4月20日
諮 問 年 月 日	令和5年5月19日
審 議 会 開 催 日	—
答 申 年 月 日	—
答 申 内 容	—
裁 決 年 月 日	—
裁 決 内 容	—

諮 問 の 概 要 (諮問第185号)	①不服申立て事案についての諮問
	「特定課が作成した報告書の記載内容」の訂正請求
実 施 機 関	福岡市長
決 定 年 月 日	令和5年4月6日
訂 正 拒 否 理 由	・状況を説明する内容として誤りはないため。
不 服 申 立 て 年 月 日	令和5年4月20日
諮 問 年 月 日	令和5年5月19日
審 議 会 開 催 日	—
答 申 年 月 日	—
答 申 内 容	—
裁 決 年 月 日	—
裁 決 内 容	—

諮 問 の 概 要 (諮問第186号)	①不服申立て事案についての諮問
	「特定課が作成した報告書の記載内容」の訂正請求
実 施 機 関	福岡市長
決 定 年 月 日	令和5年4月27日
訂 正 拒 否 理 由	・保有個人情報訂正請求者の個人情報ではないため。 ・記載について、事実と相違ないため。
不 服 申 立 て 年 月 日	令和5年5月2日
諮 問 年 月 日	令和5年5月31日
審 議 会 開 催 日	—
答 申 年 月 日	—
答 申 内 容	—
裁 決 年 月 日	—
裁 決 内 容	—

諮 問 の 概 要 (諮問第189号)	①不服申立て事案についての諮問
	「特定課が作成した会議資料の記載内容」の開示請求
実 施 機 関	福岡市長
決 定 年 月 日	令和5年10月31日
非 開 示 理 由	一部開示決定 法第78条第1項第2号、第7号 ・開示請求者以外の個人情報のため。 ・開示することにより事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるため。
不 服 申 立 て 年 月 日	令和5年12月5日
諮 問 年 月 日	令和5年12月20日
審 議 会 開 催 日	—
答 申 年 月 日	—
答 申 内 容	—
裁 決 年 月 日	—
裁 決 内 容	—

諮 問 の 概 要 (諮問第190号)	①不服申立て事案についての諮問
	「特定課が保有する審査請求人の個人情報」の開示請求
実 施 機 関	福岡市長
決 定 年 月 日	令和5年12月1日
非 開 示 理 由	一部開示決定 法第78条第1項第2号、第7号 ・開示請求者以外の個人情報のため。 ・開示することにより事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるため。
不 服 申 立 て 年 月 日	令和5年12月5日
諮 問 年 月 日	令和5年12月20日
審 議 会 開 催 日	—
答 申 年 月 日	—
答 申 内 容	—
裁 決 年 月 日	—
裁 決 内 容	—

諮 問 の 概 要 (諮問第191号)	①不服申立て事案についての諮問
	「特定医療機関に関する特定保健所の調査結果に記載された個人情報」の開示請求
実 施 機 関	福岡市長
決 定 年 月 日	令和5年10月27日
非 開 示 理 由	一部開示決定 法第78条第1項第2号、第3号 ・開示請求者以外の個人に関する情報 ・法人等事業情報であり、公にした場合、正当な利益を害するおそれがあるため。 ・法人の内部情報であり、開示しないとの条件で任意に提供され、通例として開示しないこととされているものであるため。
不 服 申 立 て 年 月 日	令和5年12月13日
諮 問 年 月 日	令和6年1月4日
審 議 会 開 催 日	—
答 申 年 月 日	—
答 申 内 容	—
裁 決 年 月 日	—
裁 決 内 容	—

諮 問 の 概 要 (諮問第192号)	①不服申立て事案についての諮問
	「特定小学校におけるいじめに関する報告書」の開示請求
実 施 機 関	福岡市教育委員会教育長（教育委員会指導部小学校教育課）
決 定 年 月 日	令和5年12月22日
非 開 示 理 由	一部開示決定 法第78条第1項第2号 ・開示請求者以外の個人に関する情報を開示すると、開示請求者以外の個人の権利利益を害するおそれがあるため。
不 服 申 立 て 年 月 日	令和5年12月28日
諮 問 年 月 日	令和6年1月26日
審 議 会 開 催 日	—
答 申 年 月 日	—
答 申 内 容	—
裁 決 年 月 日	—
裁 決 内 容	—

諮 問 の 概 要 (諮問第193号)	①不服申立て事案についての諮問
	「特定高校における特定個人の対応記録のすべて」の開示請求
実 施 機 関	福岡市教育委員会教育長（教育委員会指導部高校教育課）
決 定 年 月 日	令和6年2月1日
非 開 示 理 由	一部開示決定 法第78条第1項第2号、第6号 ・開示することにより、他の権利利益を害し、率直な意見交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれがあるため。
不 服 申 立 て 年 月 日	令和6年2月14日
諮 問 年 月 日	令和6年3月15日
審 議 会 開 催 日	—
答 申 年 月 日	—
答 申 内 容	—
裁 決 年 月 日	—
裁 決 内 容	—

④について、令和５年度に審議会で処理したもの等の概要は**表９**のとおりです。

表９

諮問の概要 (諮問第１７６号)	④特定個人情報ファイルの取扱いについての諮問
	予防接種に関する事務に係る特定個人情報保護評価書（全項目評価書）の点検について
実施機関	福岡市長（保健医療局健康医療部保健予防課）
諮問年月日	令和５年５月１日
答申年月日	令和５年６月２２日
答申内容	適合性及び妥当性の観点から審査した結果、その記載内容は保護評価指針に定める実施手順に適合し、妥当であると判断する。

諮問の概要 (諮問第１８７号)	④特定個人情報ファイルの取扱いについての諮問
	国民健康保険に関する事務に係る特定個人情報保護評価書（全項目評価書）の点検について
実施機関	福岡市長（保健医療局総務企画部保険年金課）
諮問年月日	令和５年１０月２０日
答申年月日	令和５年１１月２９日
答申内容	適合性及び妥当性の観点から審査した結果、その記載内容は保護評価指針に定める実施手順に適合し、妥当であると判断する。

諮問の概要 (諮問第１８８号)	④特定個人情報ファイルの取扱いについての諮問
	後期高齢者医療に関する事務に係る特定個人情報保護評価書（全項目評価書）の点検について
実施機関	福岡市長（保健医療局総務企画部保険年金課）
諮問年月日	令和５年１０月２０日
答申年月日	令和５年１１月２９日
答申内容	適合性及び妥当性の観点から審査した結果、その記載内容は保護評価指針に定める実施手順に適合し、妥当であると判断する。

7 個人情報の漏えい等の状況

令和5年度に報告された、個人情報の漏えい等の事案の件数は、表10のとおりです。

表10

(単位：件)

		令和5年度 漏えい等事案の件数							
		総 件 数	発 生 形 態 別						
			誤送付	誤交付	誤廃棄	紛失	ネット 流出	盗難	その他
		1 0 1	5 3	1 7	2	1 1	2	0	1 6
規 模 別	1～5人	5 0	1 7	0	6	0	0	1 1	
	6～5 0人	3	0	2	4	1	0	4	
	5 1～1 0 0人	0	0	0	0	0	0	0	
	1 0 1～1 0 0 0人	0	0	0	1	1	0	1	
	1 0 0 1人以上	0	0	0	0	0	0	0	
	不明	0	0	0	0	0	0	0	

【参考】

(単位：件)

		令和４年度　漏えい等事案の件数							
		総 件 数	発 生 形 態 別						
			誤送付	誤交付	誤廃棄	紛失	ネット 流出	盗難	その他
		９２	４５	１８	０	１７	０	０	１２
規 模 別	１～５人		４４	１７	０	１２	０	０	６
	６～５０人		１	１	０	３	０	０	２
	５１～１００人		０	０	０	０	０	０	１
	１０１～１０００人		０	０	０	２	０	０	２
	１００１人以上		０	０	０	０	０	０	１
	不明		０	０	０	０	０	０	０

(表10の主な内容)

1 令和5年7月 (その他) 企業担当者等のメールアドレス 49名分

- ・職員が、市の交付金対象企業49社にメールを送信する際、ＢＣＣで送信すべきところをＴＯで送信したもの。

2 令和5年9月 (ネット流出) サポート詐欺による個人情報の搾取 104名分

- ・指定管理者の職員が、インターネット上のニュースサイトを閲覧中、サポート詐欺の誘導によりサーバーに不正アクセスをされ、104名分の個人情報流出の可能性が生じたもの。

3 令和5年9月 (紛失) イベント参加者の参加受付簿及び同意書 27名分

- ・市主催イベントの受託事業者が、参加者受付簿及び参加同意書を紛失したもの。

4 令和5年10月 (その他) イベント参加予定者のメールアドレス 44名分

- ・市共催イベントの運営事業者が、参加予定者にメールを一斉送信する際に、ＢＣＣで送付すべきところをＴＯで送信したもの。

5 令和6年1月 (紛失) 修学旅行生徒の情報 238名分

- ・中学校の教員が修学旅行引率中に、生徒のアレルギー対応等に関する情報を含む修学旅行の職員用しおりを紛失したもの。

6 令和6年1月 (その他) 採用予定者のメールアドレス 121名分

- ・職員が次年度採用教員に電子メールで研修案内を送信する際、ＢＣＣで送信すべきところをＴＯで送信したもの。

7 令和6年3月 (その他) 報道機関担当者のメールアドレス 21名分

- ・職員が報道機関担当者にイベントの取材・広報依頼メールを送信する際、ＢＣＣで送付すべきところをＴＯで送信したもの。